



ニセコ町特定不妊治療費助成のご案内



ニセコ町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済負担の軽減を目的として、治療費の一部を助成します。

●対象となる治療

治療法	内容
特定不妊治療 (体外受精および顕微授精)	北海道知事が指定する医療機関または道外医療機関の所属する都道府県知事が指定する医療機関において行う治療。なお、ご夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象になりません。
男性不妊治療	道指定医療機関において特定不妊治療に至る一環として行われる精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等による治療。

※ 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精が対象です。医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により採卵前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

●対象となる方

次の条件全てに該当する方が対象となります。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ②夫婦のいずれかがニセコ町に住民票を有する者でかつ町内に居住している者であること。
- ③医師の診断により治療が必要であると認められた者であること。
- ④夫婦のいずれも町税等に滞納がない者であること。
- ⑤他の市区町村において不妊治療及び不育症治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者であること。
- ⑥道事業による助成の決定を受けた者又は道事業の対象とならない者であること。

●助成額・通算回数

- ①助成額:道事業による助成の決定を受けた者は、道事業で助成を受けることが可能な額を控除した額。
また、道事業の助成の対象とならない場合は、町の上限範囲内の額。

- ②上限額:治療の種類により次の通りです。

	治療の種類	回数	上限額
(1)	体外受精及び顕微授精(採卵を伴う治療)	初回 2回目以降	150,000円 75,000円
(2)	以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合		37,500円
(3)	男性不妊治療		75,000円

- ③通算助成回数

初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が	男性不妊治療
40歳未満 → 通算6回まで	通算6回まで
40歳以上 → 通算3回まで	

※ 特定不妊治療費助成事業による助成(他の都府県・政令市・中核市による同等の給付を含む)を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の特定不妊治療を行う場合にあっては、通算助成回数の規定にかかわらず、第2子以降の治療の対象となる子どもも助成する。(第2子以降も同じ通算助成回数を限度とする。)

また、助成金額は、②上限額の表通りであるが、初回の治療については75,000円を限度とする。

※ 食事代、入院費、文書料及び凍結保存に係る費用等は助成の対象としない。

※ 男性不妊治療については、医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される治療にあっては助成対象外とする。

●申請方法

下記の書類を揃えて印鑑を持参の上、保健福祉課健康づくり係へ申請してください。

- ①ニセコ町不妊治療費・不育症治療費助成事業申請書、申請に係る同意書
- ②北海道特定不妊治療助成事業の助成決定通知書の写し
- ③北海道へ申請した際に添付した特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ④治療及び調剤に係る領収書
- ⑤婚姻を証明する書類
- ⑥被保険者であることを証明する書類(保険証の写しなど)
- ⑦振込先の口座がわかるもの(通帳の写しなど)

お問い合わせ先:ニセコ町役場保健福祉課健康づくり係
TEL: 0136-44-2121 E-mail: kenko@town.niseko.lg.jp